

山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画(素案)に対する意見募集結果

1 意見の募集期間

平成 29 年 2 月 2 日(木)から平成 29 年 3 月 1 日(水)まで

2 意見等の件数

2 件(意見提出者 1 人)

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	ご意見の概要	県の考え方
1	<p>野生鳥獣と人間の生活圏との緩衝地域の設定に向けた調査等について</p> <p>有害鳥獣による農作物への被害が多発しています。特に、猿については、本県を代表するサクランボをはじめ農産物に多額の被害をもたらしており、その結果、栽培を諦めてしまう農家も存在します。本県の農業の衰退を招かないよう、人が暮らすエリアと生物が棲むエリアとの緩衝地域の設置に向けた手法の調査など、適正な対応をお願いします。</p>	<p>野生鳥獣との緩衝地域の設定については、本計画ではなく、特定の鳥獣毎に定める管理計画に規定することになっています。</p> <p>本計画と同時に策定を進めている第 3 期ニホンザル管理計画(素案)では、里山林縁部の緩衝林整備や農地周辺の刈払いとともに、電気柵の設置や組織的な追払いを行い、ニホンザルが農地や集落など人の生活領域に接近、侵入することを防止する取組みを推進することとしております。</p>
2	<p>文章の表記の整理について</p> <p>(1)、(2)・・・で始まる文章の書き始めの位置が統一されていないなど、文章の形態がバラバラのようです。35 頁の「2 狩猟の適正管理」に記載されている 2 つの文章も、書き出しの字の位置がずれています。文章の様式の整理が必要と考えます。</p>	<p>文章の体裁については、御指摘のとおり整理したうえで、計画策定します。</p>